

富岡町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

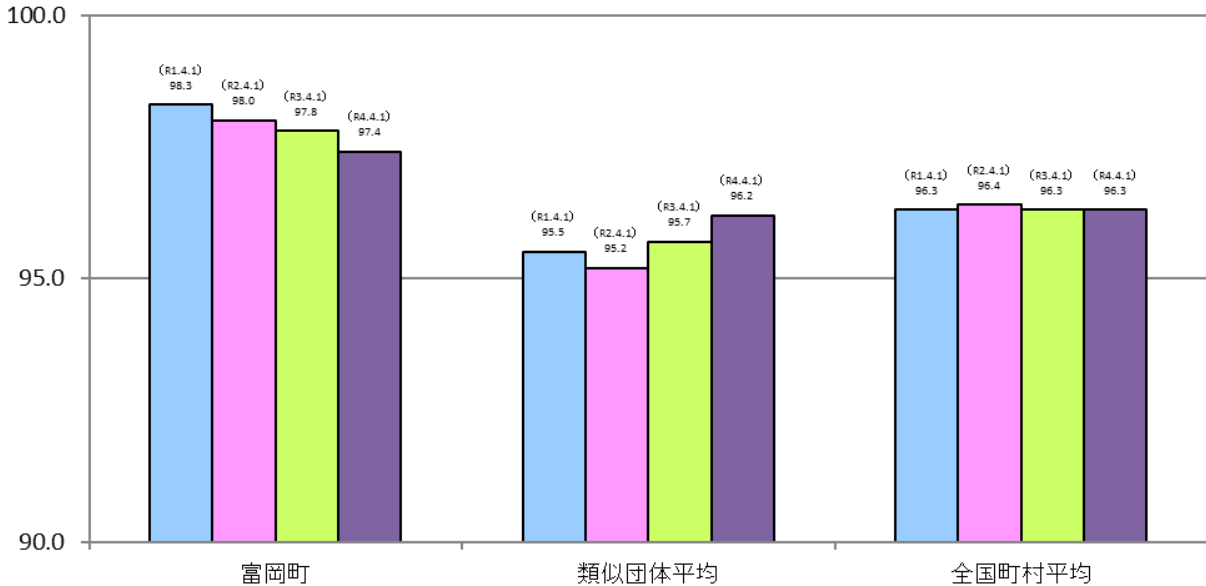
区 分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 12,043	千円 19,629,577	千円 1,341,704	千円 1,362,842	% 6.94	% 6.64

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 147	千円 474,797	千円 117,157	千円 175,894	千円 767,848	千円 5,223	千円 5,458

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

(給料表の改定実施時期)平成 27 年 4 月 1 日

(内容)行政給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ引下げを実施した。

なお、激変緩和措置として、平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間にわたり経過措置(現給保障)を実施した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富岡町	39.3 歳	289,200 円	363,000 円	321,348 円
福島県	43.0 歳	326,500 円	411,800 円	357,532 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	41.5 歳	302,375 円	355,503 円	325,330 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、4 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)

区 分		富 岡 町	福 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	186,500 円	193,100 円	182,200 円
	高 校 卒	153,900 円	158,400 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年 以上 15 年未満	経験年数 15 年 以上 20 年未満	経験年数 20 年 以上 25 年未満
一般行政職	大 学 卒	280,000 円	332,900 円	359,400 円
	高 校 卒	258,600 円	291,600 円	337,800 円

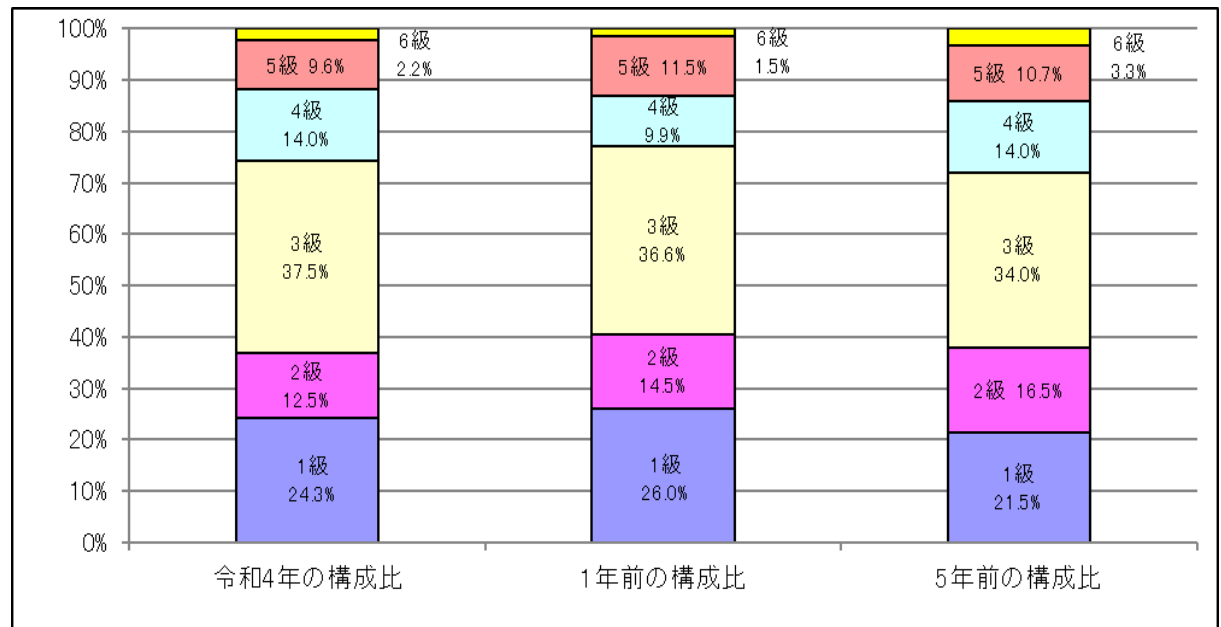
経験年数 25 年 以上 30 年未満	経験年数 30 年 以上 35 年未満	経験年数 35 年以上
381,500 円	395,000 円	382,500 円
361,400 円	365,700 円	378,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

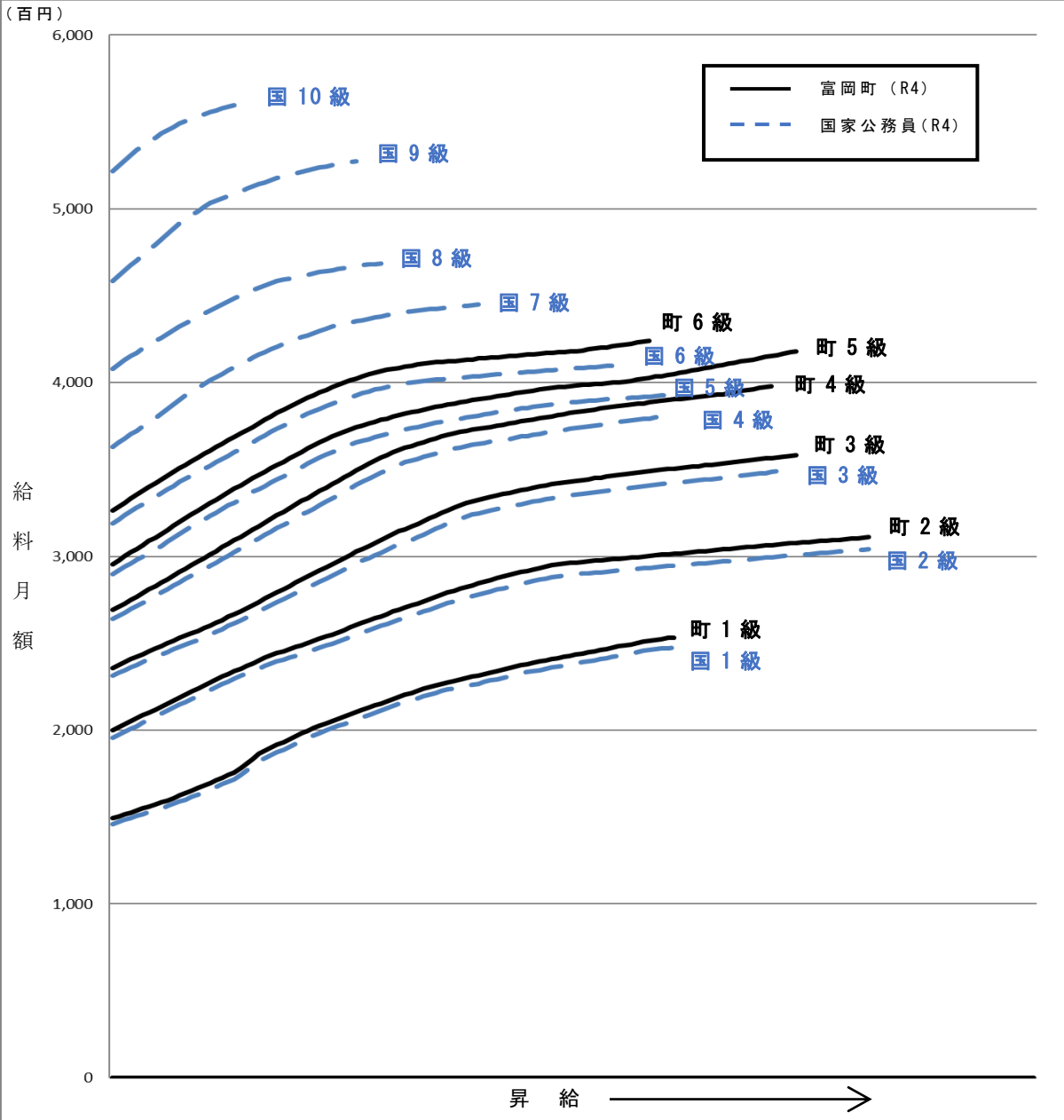
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	参事	3	2.2 %	326,400 円	424,100 円
5 級	課長・主幹	13	9.6 %	295,500 円	417,900 円
4 級	課長補佐・副主幹	19	14.0 %	269,200 円	398,100 円
3 級	係長・主任・主査	51	37.5 %	235,800 円	358,200 円
2 級	副主査	17	12.5 %	199,900 円	311,100 円
1 級	主事	33	24.3 %	149,300 円	253,300 円

- (注) 1 富岡町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までにける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を実施していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度以降		令和5年度以降	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富岡町	福島県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,311 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,599 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.37月分 1.90月分 (1.32)月分 (0.95)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.35月分 1.90月分 (1.30)月分 (0.95)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を実施していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度以降		令和5年度以降	

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

富岡町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度 47.709月分 47.709月分	最高限度 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2～20%加算)	その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 7,861千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		3,118	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		74,246	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		24.9	%
手当の種類(手当数)		8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の手当	右記業務従事者	現地での徴収業務	日額500円/月10,000円限度
保育所勤務職員の手当	保育士	保育業務	月額4,000円
防疫作業従事職員の手当	右記業務従事者	伝染病予防法等に基づく作業・病虫害防除作業業務	日額500円
死体等取扱業務従事職員の手当	右記業務従事者	病旅病人・病旅死亡人取扱業務	行旅病人:日額5,000円 行旅死亡人:日額10,000円
死犬等処理作業従事職員の手当	右記業務従事者	犬猫等死体処理・放置犬の捕獲補助	日額500円
用地交渉業務従事職員の手当	右記業務従事者	用地交渉業務	日額500円/月10,000円限度
特殊現場作業従事職員の手当	右記業務従事者	災害現場・危険現場・高所作業・下水道終末処理場等清掃作業等	日額500円
災害応急業務従事職員の手当	右記業務従事者	帰還困難区域における一時帰宅、牛の囲い込み作業、がれき処理、インフラ整備、除染、町内パトロールに関する業務等	最低額:町内帰還困難区域、屋内1日につき1,330円～ 最高額:福島第一原子力発電所原子炉建屋内1日につき40,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	46,063	千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	336	千円
支給実績(2年度決算)	33,067	千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	283	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	・配偶者／月額 6,500 円 ・60 歳以上の父母・祖父母 1 人につき／月額 6,500 円 ・満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき／月 10,000 円 ・扶養している子のうち、満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する以後の最初の 3 月 31 日までの間、子 1 人につき／月 5,000 円加算	同	—	17,655 千円	245,201 円
住居手当	借家等居住／家賃月額の 2 分の 1 を 11,000 円に加算した額 (月 28,000 円上限) ＊月額 9,500 円を超える場合等の条件あり	異	支給額等	10,977 千円	304,906 円
通勤手当	通勤距離(片道)が 2km 以上の職員に支給 ・自動車等で通勤する場合通勤距離に応じて、月 2,600 円～60,700 円 ・バス等の交通機関を利用して通勤する場合／当該交通機関に係る運賃等の額最高月額 63,000 円	異	支給額等	32,129 千円	286,870 円
単身赴任手当	人事異動等に伴う住居の移転により配偶者と別居し、移転前の住居から異動後公署へ通勤することが困難かつ単身で生活することを常況とする職員に支給。 ・月額 30,000 円(距離に応じて加算あり)	異	支給額等	5,592 千円	372,800 円
管理職手当	主幹以上の管理職の給料月額に対して支給 ・参事 12% ・課長 10% ・主幹 8%	異	支給額等	8,963 千円	471,732 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務した時に支給 ・課長相当職 6,000 円	異	支給額等	549 千円	30,500 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給。 一回につき 5,600 円 (勤務時間が 5 時間未満 2,800 円)	異	支給額等	1,355 千円	13,552 円

5 特別職の報酬等の状況(3年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	774,300 円 (774,300 円)	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	611,800 円 (611,800 円)	846,000 円／ 553,000 円 680,000 円／ 476,000 円	
報 酬	議 長	308,000 円 (308,000 円)	354,000 円／ 247,000 円	
	副 議 長	259,000 円 (259,000 円)	306,000 円／ 193,000 円	
	議 員	238,000 円 (238,000 円)	288,000 円／ 175,000 円	
期 末 手 当	町 長	(3年度支給割合)		
	副 町 長	3.00 月分		
	議 長	(3年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.00 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月額×0.48 給料月額×在職月額×0.29	17,839,872 円 8,516,256 円	任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

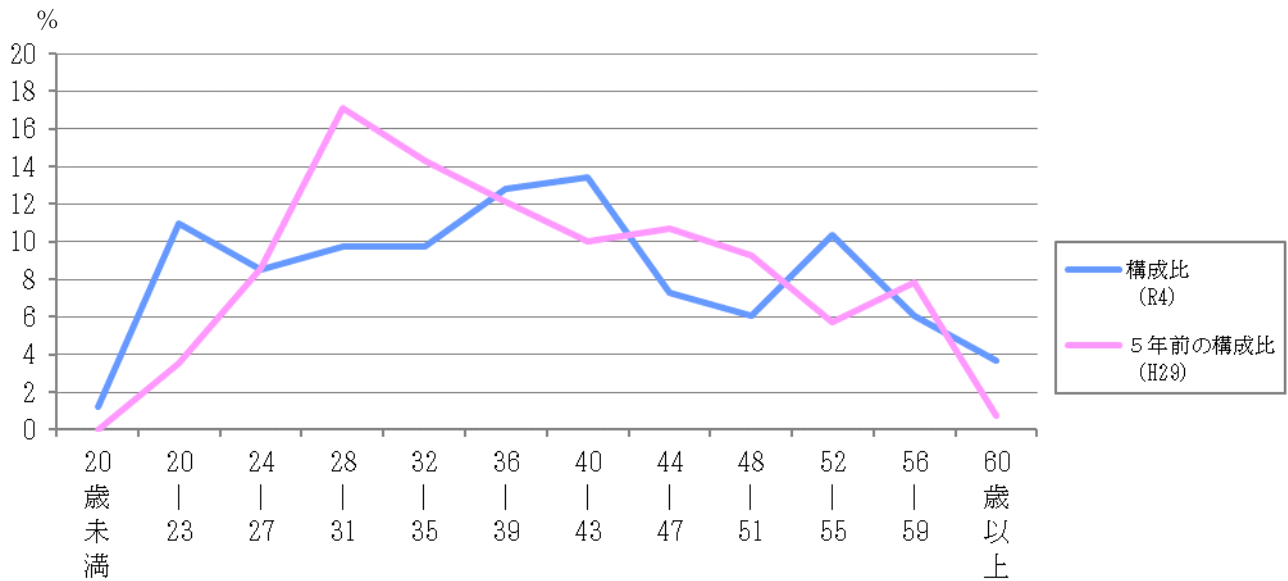
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 3 年	令和 4 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	事 業 の 遷 移 に 伴 う 配 置 人 員 の 変 動 に よ る
		総 務	53	53	0	
		税 務	8	8	0	
		農 水	9	11	2	
		商 工	4	4	0	
		土 木	10	9	▲ 1	
		民 生	7	8	1	
		衛 生	18	20	2	
		災 害	3	2	▲ 1	
		計	115	118	3	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 97.98 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 89.43 人)
	教 育 部 門		32	28	▲ 4	業 務 量 増 に よ る
	小 計		147	146	▲ 1	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 121.23 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 107.60 人)
会 計 部 門 公 営 企 業 等	下 水 道		2	2	0	
	そ の 他		16	16	0	
	小 計		18	18	0	
合 計			165	164	▲ 1	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 136.18 人
			[179]	[179]	[179]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(4年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 18	人 14	人 16	人 16	人 21	人 22	人 12	人 10	人 17	人 10	人 6	人 164

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別 \ 年 度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	124	123	113	111	115	118	▲6 (▲4.84%)
教育	9	13	28	28	32	28	19 (211.11%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.00%)
普通会計計	133	136	141	139	147	146	13 (9.77%)
公営企業等会計計	11	17	17	18	18	18	7 (63.64%)
総合計	144	153	158	157	165	164	20 (13.89%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。